

議案第15号

調布市行政手続条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 2月27日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等の求め及び法令又は条例等に違反する事実の是正に係る処分又は行政指導の求めについて定めるとともに所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市行政手続条例の一部を改正する条例

調布市行政手続条例（平成7年調布市条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中

「
第4章 行政指導（第30条—第34条）
第5章 届出（第35条）

」

を

「
第4章 行政指導（第30条—第35条）
第5章 処分等の求め（第36条）
第6章 届出（第37条）
第7章 命令等（第38条）

」

に改める。

第1条第1項中「手続」を「手続並びに命令等」に改め、同条第2項中「手続」を「手続並びに命令等」に、「規定する」を「定める」に改める。

第2条第1項第1号中「同じ」を「「規則等」という」に、「ついて規定する」を「ついて定める」に、「規則を」を「規則等を」に改め、同項第4号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第6号中「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」を「処分」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 命令等 市の機関が定める次に掲げるものをいう。

ア 規則等

イ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ウ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

エ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「第32条において同号」を「同項第6号及び第32条においては同項第2号」に、「第31条において」を「第31条においては」に改める。

第3条中「もの」を「ものに相当するもの」に、「第4章」を「第5章」に改め、同条に次の1項を加える。

2 命令等を定める行為で行政手続法第3条第2項各号及び同法第4条第4項各号に掲げるものに相当するものについては、第7章の規定は、適用しない。

第4条中「，市の機関又は特別区，」を「又は市の機関，特別区又は」に、「若しくは」を「又は」に、「名あて人」を「名宛人」に改める。

第5条第1項中「申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）」を「審査基準」に改める。

第6条中「備え付けるとともに公表しなければ」を「おける備付けその他の適当な方法により公にしておかなければ」に改める。

第11条第2項中「一の申請又は」を「1の申請又は」に改める。

第12条第1項中「不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）」を「処分基準」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に、同項

第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第2項中「名あて人」を「名宛人」に、「同項の」を「同項に規定する」に改め、同条第3項中「の理由」を「に規定する理由」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第16条第1項中「第1項の」を「第1項の規定による」に改める。

第17条第3項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

第18条第3項中「の閲覧」を「に規定する閲覧」に改める。

第19条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第5号中「又は保佐人」を「，保佐人，保佐監督人，補助人又は補助監督人」に改め、同項第6号中「参加人」を「前各号に掲げるもののほか，参加人」に改める。

第21条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

第22条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条第3項前段中「前項本文の」を「前項本文に規定する」に改め、同項後段中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第23条第1項中「，又は」を「又は」に改める。

第24条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条第3項中「第1項の」を「第1項に規定する」に改め、同条第4項中「第1項の調書及び前項の」を「第1項に規定する調書及び前項に規定する」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第26条中「第1項の」を「第1項に規定する」に、「第3項の」を「第3項に規定する」に改める。

第28条各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第32条中「，又は」を「又は」に改める。

第33条第3項第2号中「前項の」を「前項に規定する」に、「により」を「又は電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認

識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項中「前項」を「前2項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は，当該行政指導をする際に，市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは，その相手方に対して，次の各号に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- (2) 前号に掲げる条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号に掲げる要件に適合する理由

第35条の見出しを削り，第5章中同条を第37条とする。

第5章を第6章とする。

第34条中「これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項」を「行政指導指針」に改め，第4章中同条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は，当該行政指導が当該法律又は条例に定める要件に適合しないと思料するときは，当該行政指導をした市の機関に対し，その旨を申し出て，当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし，当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは，この限りでない。

2 前項の規定による申出は，次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号に掲げる条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号に掲げる要件に適合しないと思料する理由

(6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に定める要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

第36条 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

本則に次の1章を加える。

第7章 命令等

（命令等を定める場合の一般原則）

第38条 命令等を定める機関（以下「命令等制定機関」という。）は、命令等を定めるに当たっては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令又は条例等の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

- 2 命令等制定機関は、命令等を定めた後においても、当該命令等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(調布市税賦課徴収条例の一部改正)

- 2 調布市税賦課徴収条例（昭和30年調布市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第3項」を「第4項」に、「第2項」を「第3項」に改める。

(調布市都市計画税賦課徴収条例の一部改正)

- 3 調布市都市計画税賦課徴収条例（昭和31年調布市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第3項」を「第4項」に、「第2項」を「第3項」に改める。

(調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正)

- 4 調布市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和33年調布市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「第3項」を「第4項」に、「第2項」を「第3項」に改める。